

よかエネガス契約  
(主契約料金表)  
— 大阪地区等 —  
(0-01 0-03 0-07)

2020年1月1日実施

株式会社グローバルエンジニアリング

## 1. 対象となるお客さま

ガス小売供給約款の適用受け、大阪瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域に位置づけられ、かつ、4の適用条件を満たすお客様で、当社が、当社の定める方式により、この料金表により算定されたガス料金を継続して請求でき、当社との協議が整ったお客様を対象といたします。

## 2. 用語の定義

この主契約料金表およびガス小売供給約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用高効率給湯器」（以下「高効率給湯器」といいます。）とは、エネルギー源として主に都市ガスを使用する機器であって、次の全ての要件を満たすものをいいます。
  - ① 居室に温水を供給するための給湯器であること
  - ② 潜熱を回収するための熱交換器を有すること
  - ③ 給湯熱効率が 90%以上であること
- (2) 「家庭用ガス温水床暖房」（以下「床暖房」といいます。）とは、エネルギー源として主に都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機（以下「熱源機」といいます。）により、居室の床面下に設置した温水配管によって居室の床面暖房を行う機器をいいます。
- (3) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」（以下「浴室暖房乾燥機」

と います。) とは、熱源機により温水を供給して、浴室や脱衣室の暖房乾燥を行う機器をいいます。

(4) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいい、「施設付き住宅」とは、1建物に住宅と店舗等の非住宅部分とがあるものをいいます。

(5) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している場所をいい、浴室、台所、洗面所を含みます。

### 3. ガス料金

ガス料金は、基本料金及び従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が64,090円を下回る場合は、別表（原料費調整）1(5)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表（原料調整費）1(1)によって算定された平均原料価格が64,090円を上回る場合は、別表（原料調整）1(5)によって算定された原料費調整額を加えたものいたします。なお、上記の計算によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てとします。

なお、使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が50立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合には料金表Cを、使用量が100立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合には料金表Dを、使用量が200立方メートルをこえ、350立方メートルまでの場合には料金表Eを、使用量が350立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合には料金表Fを、使用量が500立方メ

ートルをこえ、1,000立方メートルまでの場合には料金表Gを、使用量が1,000立方メートルをこえる場合には料金表Hを、それぞれ適用します

#### 4. 適用条件と料金表

##### イ) 下記料金表が適用されるお客様 (0-07)

※大阪ガスのGAS得プラン床暖スタンダードプラン、GAS得プラン床暖エコジョーズプラン、エコジョーズプランを契約中もしくは、以下設備条件を満たすお客様が対象です。なお当社都合により適用されない場合がございます。

##### ① 高効率給湯器をお使いのお客様

(1)、(2)のいずれかと、(3)を満たすお客さまが、同一需要場所においてこの主契約料金表の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 住宅または施設付き住宅の住宅部分において高効率給湯器をお使いの場合で、高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用になること。
- (2) 施設付き住宅の非住宅部分または1需要場所内に居室を有する店舗等において高効率給湯器をお使いの場合で、高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用になる場合には、1需要場所に設置するガスメーターの能力の合計が16立方メートル毎時以下であること。
- (3) 当社が(1)および(2)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。

##### ② 床暖房をお使いのお客様

(1)、(2)のいずれかと、(3)を満たすお客さまが、同一需要場所においてこの主契約料金表の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 住宅または施設付き住宅の住宅部分において熱源機をお使いの場合で、居室で床暖房をご使用になる場合。
- (2) 施設付き住宅の非住宅部分または1需要場所内に居室を有する店舗等において熱源機をお使いの場合で、居室で床暖房をご使用になる場合には、1需要場所に設置するガスメーターの能力の合計が16立方メートル毎時以下であること。

- (3) 当社が(1)および(2)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。

## 料金表

### (1) 料金表A

#### A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	690.69 円
---------------------------	----------

#### B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	159.08 円
-------------------------------	----------

### (2) 料金表B

#### A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	1241.98 円
---------------------------	-----------

#### B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	131.52 円
-------------------------------	----------

### (3) 料金表C

#### A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	1,488.52 円
---------------------------	------------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	126.59 円
-------------------------------	----------

(4) 料金表D

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	1,888.00 円
---------------------------	------------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	122.59 円
-------------------------------	----------

(5) 料金表E

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	3,191.15 円
---------------------------	------------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	116.08 円
-------------------------------	----------

(6) 料金表F

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	3,489.60 円
---------------------------	------------

B) 従量料金F

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	115.23 円
-------------------------------	----------

(7) 料金表G

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	6,353.57 円
---------------------------	------------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	109.50 円
-------------------------------	----------

(8) 料金表H

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	6,650.16 円
---------------------------	------------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	109.20 円
-------------------------------	----------

ロ) 下記料金表が適用されるお客様 (0-03)

前項イ) の都市ガスを使用する機器を保有しておらず、なおかつ当社の電気・都市ガスをセットで申し込み当社との協議が整ったお客様。

**料金表**

(1) 料金表A

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	721.05 円
---------------------------	----------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	166.08 円
-------------------------------	----------

(2) 料金表B

A) 基本料金



基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	1,296.57 円
---------------------------	------------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	137.30 円
-------------------------------	----------

(3) 料金表C

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	1,553.95 円
---------------------------	------------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	132.15 円
-------------------------------	----------

(4) 料金表D

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	1,970.99 円
---------------------------	------------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	127.98 円
-------------------------------	----------

(5) 料金表E

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	3,331.42 円
---------------------------	------------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	121.18 円
-------------------------------	----------

(6) 料金表F

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	3,642.99 円
---------------------------	------------

B) 従量料金F

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	120.29 円
-------------------------------	----------

(7) 料金表G

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	6,632.85 円
---------------------------	------------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	114.31 円
-------------------------------	----------

(8) 料金表H

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	6,942.48 円
---------------------------	------------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	114.00 円
-------------------------------	----------

ハ) 下記料金表が適用されるお客様 (0-01)

前項イ) の都市ガスを使用する機器を保有しておらず、なおかつ  
当社の都市ガスを申し込み当社との協議が整ったお客様。

**料金表**

(1) 料金表A

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	736.23 円
---------------------------	----------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	169.57 円
-------------------------------	----------

(2) 料金表B

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	1,323.87 円
---------------------------	------------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	140.19 円
-------------------------------	----------

(3) 料金表C

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	1,586.67 円
---------------------------	------------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	134.94 円
-------------------------------	----------

(4) 料金表D

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	2,012.48 円
---------------------------	------------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	130.68 円
-------------------------------	----------

(5) 料金表E

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	3,401.56 円
---------------------------	------------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	123.73 円
-------------------------------	----------

(6) 料金表F

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	3,719.68 円
---------------------------	------------

B) 従量料金F

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	122.82 円
-------------------------------	----------

(7) 料金表G

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	6,772.49 円
---------------------------	------------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)	116.72 円
-------------------------------	----------

(8) 料金表H

A) 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

1契約につき (消費税等相当額を含みます。)	7,088.63 円
---------------------------	------------

B) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定します。

<p style="text-align: center;">1立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)</p>	<p style="text-align: center;">116.40 円</p>
---	---

## 5. 清算

- (1) ガス小売供給約款10(4)の規定にかかわらず、お客さまが3の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点まで遡って、当社が指定する主契約料金表にもとづき算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

## 6. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款に定めるところによるものといたします。

付則

## 1. 実施の期日

この料金表は 2020 年 1 月 1 日から実施いたします。



## 別表（原料費調整）

### 1. 原料費調整額の算定

#### (1) 平均原料価格

1トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LPG価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）

$$\alpha = 0.9476$$

$$\beta = 0.0569$$

#### (2) 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額とします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

なお、基準平均原料価格（トンあたり）は以下とします。

64,090円

### (3) 原料費調整単価

原料調整費単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ) 1トン当たりの平均原料価格が64,090円を下回る場合

原料調整費単価

$$= (\text{原料価格変動額}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税})$$

ロ) 1トン当たりの平均原料価格が64,090円を上回る場合

$$= (\text{原料価格変動額}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税})$$

なお、原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

### (4) 原料費調整単価の適用

適用基準は、次のとおりといたします。

イ) 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した原料費調整単価を適用いたします。

- ロ) 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した原料費調整単価を適用いたします。
- ハ) 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した原料費調整単価を適用いたします。
- ニ) 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した原料費調整単価を適用いたします。
- ホ) 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した原料費調整単価を適用いたします。
- ヘ) 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した原料費調整単価を適用いたします。
- ト) 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した原料費調整単価を適用いたします。
- チ) 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した原料費調整単価を適用いたします。

リ) 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した原料費調整単価を適用します。

ヌ) 料金算定期間の末日が料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した原料費調整単価を適用します。

ル) 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した原料費調整単価を適用いたします。

ヲ) 料金算定期間の末日が料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した原料費調整単価を適用いたします。

#### (5) 原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(3)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2. 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1立方メートルにつき	8銭1厘
------------	------

### 3. 原料調整費単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格、1トン当たりの平均LPG価格および1(2)によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。